

個人情報取扱規程

制定	平成17年4月1日
改訂	平成24年11月1日
〃	平成25年10月1日
〃	平成27年10月5日
〃	平成28年1月1日
〃	平成28年9月1日
〃	平成29年9月1日

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、新潟県厚生農業協同組合連合会（以下「当厚生連」という。）の個人情報保護方針に基づく個人情報の取扱いの基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

ただし、特定個人情報に係る固有の取扱いについては、「特定個人情報取扱規程」に定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項に規定する個人情報をいう。また、厚生労働省ガイダンス等に基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

2 要配慮個人情報

法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

3 個人データ

法第2条第6項に規定する個人データをいう。

4 保有個人データ

法第2条第7項に規定する保有個人データをいう。

5 匿名加工情報

法第9条第9項に規定する匿名加工情報をいう。

6 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 従業員

当厚生連の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（職員、地域職員、嘱託職員、定時職員、アルバイト職員等）のみならず、理事、監事、派遣職員等も含まれる。

第2章 管理組織・体制

(個人情報保護統括責任者等)

第3条 個人情報保護管理者として、専務理事を当厚生連及び本部における個人情報保護統括管理者（以下「統括管理者」という。）とし、個人情報の保護のための措置に関する業務を

統括させるものとする。

- ② 各施設においては、施設長を個人情報保護統括管理者とし、個人情報の保護のための措置に関する業務を統括させるものとする。
- ③ 本部及び各施設においては、管理部長、事務長又は事務部長を個人情報保護事務管理者（以下「事務管理者」という。）として選任し、統括管理者を補佐するとともに、個人情報保護に関する施策の立案とその実施についての指揮・監督に当たらせる。
- ④ 事務管理者は、本部及び各施設の部門の中から個人情報保護部門管理者（以下「部門管理者」という。）を選任し、自らが管理している個人情報の保護に関する施策の実施及びその評価・改善に当たらせる。
- ⑤ 部門管理者は、本部及び各施設に所属する者の中から個人情報取扱担当者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならないものとする。

（統括管理者の職務）

第4条 統括管理者の職務は、次のとおりとする。ただし、その一部は必要に応じ事務管理者等に行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならない。

- 1 個人情報の安全管理措置の立案と実施の管理
 - 2 個人情報保護計画の策定と実施結果に基づく評価・改善
- ② 前項の個人情報保護計画には次の事項を盛り込まなければならない。
- 1 個人情報資産の調査・分析に基づく対応策の策定、実施、評価、改善
 - 2 個人情報保護のための統括管理者等の役割とその業務内容
 - 3 研修実施計画

（教育・研修の実施）

第5条 事務管理者は、従業員その他の関係者に対して、個人情報保護計画に基づく教育・研修を効果的に行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持しなければならない。

第3章 個人情報の取得及び利用

（取得の原則）

第6条 個人情報の取得は、適法、かつ公正な手段によって行わなければならない。

- ② 個人情報の取得に当たっては、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、あらかじめ目的を特定して、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

（特定の機微な個人情報の取得の禁止）

第7条 当厚生連が行う事業の特性上必要な場合を除き、要配慮個人情報並びに労働組合への

加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）を含む個人情報の取得、利用又は提供を行ってはならないものとする。

（本人から書面で個人情報を直接取得する場合の措置）

第8条 本人との契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、次の事項を施設内掲示等により明示したうえでなければ、これを行ってはならないものとする。

1 利用目的

2 個人情報を第三者に提供することが予定される場合には、その旨

② 利用目的の達成に必要な場合には、前項で特定した利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲において利用目的を変更することができるが、この場合には変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

③ 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

1 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

2 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（書面以外の方法により個人情報を直接取得する場合の措置）

第9条 統括管理者は、担当者が書面による方法以外の方法により個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を当厚生連のインターネット・ホームページへの掲載、病院内等事業所内での掲示又はパンフレット等への掲載の方法によって公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならないものとする。

② 前条第2項及び第3項の規定は、書面による方法以外の方法により取得した個人情報の取扱いにつき準用する。

（目的外の利用の禁止とその例外）

第10条 本人の同意を得たうえでなければ、前2条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

1 法令に基づく場合

- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(目的外の利用の場合の措置)

第 11 条 取得目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合においては、統括管理者の承認を受けた上、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(従業員の個人情報にかかる取扱い)

第 12 条 当厚生連は、従業員の個人情報を収集する場合には、従業員本人から直接取得するものとする。ただし、次に掲げる場合にあつてはこの限りでない。

- 1 取得目的、取得先、取得項目等を事前に従業員本人に通知したうえで、その同意を得て行う場合
 - 2 法令に定めがある場合
 - 3 従業員本人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合
 - 4 業務の性質上従業員本人から取得したのでは業務の適正な実施に支障を生じ、その目的を達成することが困難であると認められる場合
 - 5 前各号に掲げる場合の他、従業員本人以外の者から取得することに相当の理由があると認められる場合
- ② 当厚生連は、破棄又は削除もしくは従業員本人に返却する場合を除き、取得目的の範囲を超えてその個人情報を処理してはならない。
- ③ 当厚生連は、従業員の機微情報を収集してはならない。ただし、法令に定めがある場合および特別な職業上の必要性があること、その他業務の適正な実施に必要不可欠であつて、利用目的を示して本人から同意を得て収集する場合は、この限りでない。

(匿名加工情報の作成等)

第 13 条 匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報取扱細則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 当厚生連は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報取扱細則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 当厚生連は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報取扱細則で定めるところにより、

当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

- 4 当厚生連は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報取扱細則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第14条 当厚生連は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(個人データの共同利用)

第15条 個人データを第三者との間で共同利用する場合、担当者は共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を部門管理者を通じ事務管理者に届け出なければならない。

- ② 前項の通知を受けた事務管理者は、統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。
③ 個人データの共同利用は、統括管理者の承認を得て、事務管理者が必要な措置を講じた後でなければならない。

(共同利用についての公表等)

第16条 取得した個人情報に係る個人データを特定の者と共同して利用する場合にあつては、その旨並びに共同して利用される個人データ項目、共同で利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、第9条の定める方法により本人が容易に知り得る状態においておくか又は本人に通知しなければならない。

- ② 前項の場合において、利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合には、変更する内容につき前項と同様の措置を講じなければならない。

(個人データの第三者への提供)

第17条 個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ部門管理者を通じ事務管理者に届け出るものとする。

- ② 前項の通知を受けた事務管理者は、統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。
③ 次に該当する場合は、第三者提供の例外として本人の同意を得る必要はない。
1 法令に基づく場合
2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、

本人の同意を得ることが困難であるとき

- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 第三者への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、黙示による本人の同意が得られているものとする。
 - 1 患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的について、院内などの事業所内等で公表しておくことによりあらかじめ黙示の同意をとっている場合
 - 2 医療機関等が法令により、事業者、保険者又は市町村が行う健康診断等を受託した場合、その結果である労働者等の個人データを当該事業者等に対して提供する場合等
- ⑤ 他の事業者等への情報提供であるが、「第三者」に該当しない場合

法第23条第5項の各号に掲げる場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。医療・介護関係事業者における具体的事例は以下のとおりである。

- ・検査等の業務を委託する場合
- ・外部監査機関への情報提供（(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価等）
- ・個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条 外国（本邦の域外にある国または地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者に個人データを提供する場合には、前条第3項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第19条 前条、前々条により個人データを第三者提供したときは、当該個人データを提供した年月日等の個人情報取扱細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 2 前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報取扱細則で定める期間保存しなければならない。

第4章 個人情報の適正管理

(個人データの正確性の確保)

第21条 事務管理者は、個人データを利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

(個人データの入出力、保管等)

第 22 条 個人データのコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等は、個人情報取扱担当者が行わなければならない。

(文書の管理)

第 23 条 事務管理者は、この規程に基づき作成される文書を適切に管理しなければならない。

(個人情報の外部への持ち出し禁止)

第 24 条 個人情報の外部への持ち出しは、原則禁止とする。ただし、職務遂行上やむを得ない事情により持ち出す場合には、統括管理者の許可を得なければならない。

(安全管理措置)

第 25 条 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置(安全管理措置)を講じなければならない。この場合において、安全管理措置は、個人データが漏えい、滅失またはき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況および個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

② 前項の安全管理措置は、以下の 4 つの観点から講じる。

1 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について役職員の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の体制整備および実施措置をいう。

また、個人データの漏洩等の問題発生時又は兆候を把握した場合における報告連絡体制の整備を講ずることをいう。

2 人的安全管理措置

役職員との個人データの非開示契約等の締結および役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。

3 物理的安全管理措置

個人データを取扱う区域の管理、個人データの盗難の防止、電子記録媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人データの削除及び機器、電子記録媒体の廃棄等の措置をいう。

4 技術的安全管理措置

個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御および情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

(個人データの具体的取扱い)

第 26 条 統括管理者は、個人データの取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄等にかかる具体的取扱いについて定め、その運用については事務管理者および部門管理者により監督させなければならない。

(個人データ取扱台帳の整備)

第27条 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備として、保管責任者、保管場所、期間等を管理する台帳（以下、「個人データ取扱台帳」という。）を整備する。

② 個人データ取扱台帳の内容については、定期的に確認することにより最新状態を維持する。

(個人データの取扱いの委託)

第28条 個人データの処理を第三者に委託する場合には、個人情報の保護について当厚生連と同等の安全管理措置を講じている者を選定し、委託契約書等において、次に掲げる事項について明確にしたうえで安全管理措置等の適正な取扱いが行われるよう配慮するものとする。

- 1 委託先における委託業務を通じて得た個人情報を他に漏らす又は盗用することの禁止
 - 2 委託に係る個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての文書による当厚生連の承諾
 - 3 委託契約期間
 - 4 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における確実な破棄若しくは削除
 - 5 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等の禁止又は制限
 - 6 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止
 - 7 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における当厚生連への報告義務
 - 8 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任
 - 9 委託先における個人データの取扱状況の確認方法
- ② 委託先における委託に係る個人データが前項の規定に基づき適正に行われているかどうかについては、定期的又は随時確認するとともに、不備が認められた場合には必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第5章 保有個人データに関する本人からの開示請求等への対応

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第29条 統括管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けて対応する窓口を設置し、この連絡先を本人に通知又は公表しなければならない。

② 前項の手続の細目は、「個人情報に係る苦情等対応手続要領」に定めるところによる。

(利用目的の通知)

第30条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

- 1 あらかじめ本人が知り得る状態にしてあることにより、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

2 次に掲げる場合

- i 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ii 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- iii 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- ② 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(本人からの開示請求等への対応)

第 31 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面又は本人と同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 法以外の他の法令に違反することとなる場合

- ② 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- ③ 法以外の他の法令の規定により、本人に対し第 1 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しない。

(訂正等)

第 32 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という）請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法以外の他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- ② 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、そ

の旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第 33 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 16 条（利用目的による制限）の規定に違反して取り扱われているとき又は法第 17 条（適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という）による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

② 本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 23 条（第三者提供の制限）第 1 項又は第 24 条（外国にある第三者への提供の制限）の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

③ 第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第 34 条 第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 2 項又は前条第 3 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の請求等に応じる手続）

第 35 条 第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による求めに応じる手続については、「個人情報の開示等に関する手続要領」による。

第 6 章 個人情報保護にかかるその他の措置

（個人データの廃棄）

第 36 条 個人データを廃棄する場合は、信頼できる廃棄物処理業者に廃棄を委託しなければ

ならない。

- ② 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄するときは、個人情報を完全に消去するか記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄するものとする。
- ③ 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、個人情報を完全に消去してから転用しなければならない。
- ④ 個人情報の廃棄作業は、部門管理者立会いのもと個人情報取扱担当者が行う。
- ⑤ 個人情報を廃棄した場合は、廃棄簿を備え記録するとともに、廃棄された個人情報については、委託業者が発行した「廃棄証明書」、個人情報保護部門の立ち合いのもと廃棄された個人情報については、同部門管理者が証明した「廃棄簿」を10年間保管することとする。

(法違反または法違反のおそれが発覚した場合の対応)

第37条 個人情報または匿名加工情報および加工方法の取扱いに関して法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事案を把握した者は部門管理者に報告しなければならない。この場合、報告を受けた部門管理者は事務管理者を通じて統括管理者に直ちに報告するとともに、事務管理者と協力して事実関係を速やかに調査・確認しなければならない。

- ② 事務管理者は、二次災害の防止、類似事案の発生回避等のため、部門管理者と協力するとともに、必要に応じ個人情報保護委員会等を開催し、再発防止策等を策定した上で、調査の結果により本人を特定できない事案については、事実関係とともに公表するよう努めなければならない。また、事実関係の調査・確認に時間を要する場合にも二次災害の防止の観点から漏えい事実の公表等を行い社会的な信頼の回復に努めるものとする。
- ③ 法違反または法違反のおそれのある事案を把握した場合には、統括管理者は関係機関等に報告するとともに理事会に報告をし、事務管理者は速やかに本人に対し通知または公表を行うこととする。
- ④ 前項の事案が発生した場合には、統括管理者は個人情報保護委員会（権限が事業所管大臣に委任されている場合には、事業所管大臣）に報告するように努める。ただし、次の場合においてはこの限りではない。
 - 1 実質的に個人データまたは第13条第1項で規定されている匿名加工情報を作成する手段に関する情報（加工方法等情報）が外部に漏えいしていないと判断される場合
 - 2 FAXもしくはメールの誤送信、または荷物の誤配送等のうち軽微なものの場合

第7章 監査

(監査の実施)

第38条 当厚生連は、当厚生連における個人情報保護に関する措置が適切に行われているかどうかについて、監事監査及び内部監査等において監査し、その結果を理事会に報告するものとする。

- ② 前項の監査は、内部監査担当部署（監査部）が担うものとする。ただし、社外の第三者に監査業務を委託することを妨げない。

第8章 雑則

(従業員の責務)

第39条 当厚生連の従業員は、本規程その他個人情報の取扱いに関する諸規程を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

- ② 本規程及びその他の規程に定めるところと異なる取扱いを必要とする場合及び当該規程に定めのない事項で取扱いに疑義等があるものについては、部門管理者又は事務管理者に相談し、その指示を仰ぐものとする。

(罰則)

第40条 当厚生連は、本規程に違反した従業員に対して就業規程等に基づき懲戒その他の処分を行わなければならない。

- ② 前項の手続きは就業規程等に定めるところによる。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第42条 この規程は、平成29年9月1日より実施する。